

広島市市税納税通知書用封筒広告掲載運用基準

第1 趣旨

この基準は、広島市広告掲載基準（以下「基準」という。）及び市税納税通知書用封筒広告掲載取扱要領（以下「要領」という。）の運用の明確化を図るため、広告の掲載に関する具体的な取扱いについて定めるものとする。

第2 広告掲載の範囲

基準第2条第18号に規定する広島市市税納税通知書用封筒（以下「納税通知書用封筒」という。）に掲載する広告に係る業種又は事業者として適当でないと市長が認めるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 不動産販売業・建設業・住宅メーカー（固定資産税・都市計画税の納税通知書用封筒に限る。）
- (2) その他納税通知書用封筒に掲載する広告として適当でないと市長が判断するもの

第3 広告掲載の趣旨を周知するための文章の例

要領第3条第4項に規定する広告掲載の趣旨を周知するための文章の例は、次のとおりとする。

例) 「これは広告です。広島市は、広告収入を得て封筒作成経費の一部に充てるための取組として、納税通知書用封筒への広告掲載を行っています。（広告の内容に関するご質問は、広告に記載された連絡先にお問い合わせください。）」

附 則

この基準は、決裁の日（平成26年10月 2日）から施行する。